

SAGA2024鹿島市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024鹿島市実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024鹿島市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにSAGA2024鹿島市実行委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024鹿島市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席が無ければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱したもの（以下「部会委員」という。）をもって構成す

る。

- 3 第3条から第6条までの規程は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 開催推進総合計画に関する事 2 広報及び市民協働に関する事 3 観光及びおもてなしに関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典専門委員会	1 競技に関する事 2 式典に関する事 3 施設に関する事 4 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事及び衛生に関する事 3 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 消防及び警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事